

ブラジル産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成16年9月29日付け16消安第4907号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア 温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られている等、<u>チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ、ニシインドミバエ及びAnastrepha striata</u>（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。 イ・ウ (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、ブラジル植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。 ア (略) イ 検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>ミバエ類</u>がなかったことを確認すること。 7 輸入検査 (1)～(3) (略) (4) 植物防疫官は、<u>ミバエ類</u>が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。 ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、<u>ミバエ類</u>が発見された荷	2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。 ア 温湯浸漬処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られている等、チチュウカイミバエの侵入を防止するための設備があること。 イ・ウ (略) 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、ブラジル植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。 ア (略) イ 検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>チチュウカイミバエ</u>がなかったことを確認すること。 7 輸入検査 (1)～(3) (略) (4) 植物防疫官は、<u>チチュウカイミバエ</u>が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。 ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、<u>チチュウカイミバエ</u>が発

口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミバエ類が付着した原因についてブラジル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてブラジル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和5年8月1日から施行する。